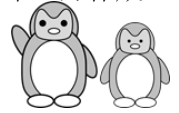


## (新)NISAとiDeCoのちがい ～実は全く違うもの～

令和6年4月作成



先月までの2ヶ月間は証券口座（新NISA）に関してのお話をしました。先月には日経平均株価がバブル期を上回り、ついに4万円を超えました。新NISAが始まり、今まで投資経験のなかった人が投資を始めたという人もいるのでしょう。

数年前から政府は「貯蓄から投資へ」と、国民に投資を促してきました。その際よくNISAと一緒に言われるのが「iDeCo（確定拠出年金）」です。どちらも税制優遇があるということは聞いたことがあっても、何が違うのかを理解していない人もいます。そこで今月は「NISA」と「iDeCo」の違いについて簡単にお話ししたいと思います。

一緒に話されることの多い両制度ですが、**根本的に異なるもの**です。NISAはあくまで個人が行う証券投資から得た利益が非課税になる制度ですが、iDeCoは老後に備えるための「年金制度」の一種です。その意味ではiDeCoは国民年金基金や厚生年金に近い制度です。国民年金基金等が一生受給できるのに対し、iDeCoは自分が支払った掛け金とその運用益が支払いの限度となるのが大きな違いです。そのほかに異なる点は、**国民年金等が国により加入が強制されているのに対し、iDeCoは加入が任意であるという点と、掛け金の運用は加入者本人が行うことができる（行わなければならない）点**です。加入が任意という点では生命保険会社が提供している個人年金保険もありますが、両者が異なる重要なポイントは、民間の個人年金保険は、中途解約ができる点です。iDeCoは基本的に60歳になるまで原則として資金を引き出したり、借入れの担保にしたりするなどの利用はできません。

NISAに関しては、先月お話しした通りその保有期間中に得た配当金や分配金、および売却時に得た売却益に対しての税金がかかりません。iDeCoに関しては、その運用期間中に得た運用商品の運用益には税金はかかりません。この点はある意味共通しているといえます。

NISAとiDeCoが大きく異なる点は、一つにはその購入時にあります。NISAはあくまでその運用から得た利益に対しての税金が非課税になるだけのものですが、iDeCoの場合、大きなメリットとして支払った掛け金をその年の所得税等の所得控除として利用できる点がNISAと大きく異なります。ただし、あくまで所得控除であることから、専業主婦など、そもそも所得のない人にはこのメリットを享受することができません。また、国民年金の掛け金と異なり、他の扶養親族等の所得から控除することもできない点は注意が必要です。

iDeCoのもう一つの注意点として、実際に年金等を受け取る時点では課税対象になる点が挙げられます。iDeCoの受け取り方には「一時金」と「年金」の2種類あります。一時金の場合には退職所得として、年金の場合には公的年金として取り扱われることから、**一時金の場合には退職所得控除の適用を、年金の場合には公的年金等控除の適用を受けることができます**。しかし、他に会社から退職金を受け取ったり、一定額以上の厚生年金等を受け取ったりする人にとっては、これらと合算して計算されるため、受け取り時に思わぬ税金を負担することも考えられます。一方でNISAの場合は売却時の利益に対しては非課税となるため、このような事態は生じません。また、仮にiDeCo運用期間中に損失が生じてもその損失はNISA同様考慮されません。

NISAとiDeCoって結局どっちが得なの？



基本的には全く異なる制度だから一概には言えないみたいよ

